

## 感染警戒期における対策（8月22日から9月11日まで）

8月22日（土曜日）以降も、引き続き「感染警戒期」と位置付けて対策を継続します。

期間中は、医療提供体制や検査体制の状況を踏まえ、社会経済活動への影響が最小となるよう、これまでの「感染予防対策期」における対応の徹底を基本とした対策を取ることとし、県民の皆さま、事業者の皆さまに、特措法第24条第9項の規定に基づき協力を要請します。

### 対策期間

8月22日（土曜日）から9月11日（金曜日）までの3週間

### 県民の皆さまへ

#### 外出について

- 不要不急の「県外」への移動は慎重に検討をしてください。  
（県外へ移動した場合は、帰県後14日間、行動を記録）
- 店舗・イベントなどへの訪問時にはLINEを活用した「かがわコロナお知らせシステム」をご利用ください。

#### 新しい生活様式の徹底について

- 基本的な感染対策（人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指消毒）
- 会食での3密回避（座席間隔の確保、大声を出さない、換気をするなど）

**新型コロナウイルス感染症  
感染警戒期における対策  
8/22(土)~9/11(金)**

**県民の皆様へのお願い**

**外出について**

- ・ 県外への不要不急の移動は慎重に（県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を）
- ・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えて
- ・ 会食をする際には、座席間隔の確保や大声を出さないこと、換気などの3密回避の徹底を
- ・ LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」、厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCO A）」の利用を

### 事業者の皆さまへ

- 「かがわコロナお知らせシステム」から印刷したQRコードを店舗などに掲示
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインなどに基づく感染防止対策の徹底
- 講じている適切な感染防止対策の明示（対外的に示す様式を活用した店舗・事業所などへの掲示）
- 出勤者数の低減（在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用）
- 座席間隔の確保や従業員の執務オフィスの分散促進
- 時差出勤、自家用車・自転車・徒歩などによる通勤、人との接触を低減する取り組みの推進など